

## 議会活動の在り方検討特別委員会記録

招集（開催）年月日	令和2年10月20日（火）	
招集（開催）場所	岩美町役場 全員協議会室	
出席議員	田中克美委員長、寺垣智章副委員長、橋本恒委員、升井祐子委員、森田洋子委員、吉田保雄委員（10:13遅参）、杉村宏委員、宮本純一委員、川口耕司委員、澤治樹委員、柳正敏委員（副議長）	
欠席議員	なし	
議長の出席	なし	
職務出席者	鈴木浩次議会事務局長、中島理恵書記	
傍聴者	なし	
開会	午前10時00分	
記録者	議会事務局 鈴木浩次	
審査事項	別紙日程表のとおり	
協 議 の 経 過		
日程	発言者	内 容
1. 開会	田中委員長	議会活動の在り方検討特別委員会を開会する。 吉田委員は遅参の連絡があった。
2. あいさつ	田中委員長	議長は欠席だ。あいさつは省略する。
3. 協議事項 (1)	田中委員長	協議事項（1）議案審議の進め方について 今日の協議事項は、前回からの続きで、議案審議の進め方ということだ。前回、7日にも私から資料を提出した。今日は、議員必携を持ってきてもらうように言っていないけれど、議員必携からこの問題を考えていきたい。 直接的に、岩美町の議案審議との関係で詳細に書いてあるわけではないけれど、現行の我々岩美町議会の議案審議の進め方について考える上で、関係があると思われるところを抜き書きしてきた。議員必携の記述からこの問題を、今日は考えてみたいと思う。 私が提出した資料にページ数を記述しているが、これは、皆さんが持っている議員必携のものとは違うかもしれない。これは、第11次改訂新版のもので、改訂版としては最新のものだと思う。だから、少しページ数が異なることがあるけれど、必要と思われる、関連すると思われる文章、記述を抜き書きして、基本的に鍵括弧で引用している。 私がこれらを引用したことも含めて、最初に説明したいと思う。 *委員長提出資料により説明（内容は省略） 今紹介したものを関係付けて、深読みもして、我々の議案審議の進め方について、現行がどうなのか、どのようなものにするのが妥当なのかを考えようということだ。
		*吉田委員が遅参。 午前10時13分ごろ入室
	田中委員長	今紹介したところを読んだ私の思いは、最後の※印のところに書いてある。私なりに理解すると、実質的に町民の声に込んでいるからいいということにはならない。それだけではなくて、審議の形式も法令にのっとりた手続きを踏むことが求められていると考えな

	<p>ければならないと思う。</p> <p>議事公開の二つの目的を別の角度から読むと、広く住民に知らせることが目的とされているけれど、住民側から言えば、知り得る状態にあるということだと思う。我々は、知り得る状態にしなければならないということだと思う。もう一つは、議会を監視させることが目的とされている。これも住民側から言えば、議会を監視できる状態にあること、我々議会側から言うと住民に監視してもらうということだと私は読んだ。</p> <p>議会と町執行部と町民という三者の関係を考えると、結局、それぞれの立ち位置があって、その立ち位置をきちんと貫徹する努力が求められる。それぞれが緊張感を持って、岩美町という自治体を形成していく、築き上げていくことになるのだと思う。そういう緊張関係の中で議会が存在し、その役割を果たしていくことが求められていると思う。</p> <p>最後3枚目は、前回私が提出したものの再掲をしている。説明や整理が十分でない点があると思うけれど、基本的には議員必携から抜き書きしたものの趣旨に外れてはないだろうと思った。三者が緊張関係を作り上げることから言うと、やはり最後に書いているように、町執行部も政策形成過程の在り方が問われることになると思った。これは私の見解だ。地方自治法の規定に基づいてどう考えるかだと思う。</p> <p>皆さんの議論を聞かせていただく前に、我々が議論している議案審議の進め方、本会議の議案審議をどのように扱っていくのか、どのような考え方で臨むのかに関わることなので、自治法に規定する「会議」とは本会議のことだということについて、局長から補足してもらう。</p>
鈴木議会事務局長	<p>委員長が言われるとおり、自治法上、議会の会議とは、通常、本会議のことを指す。地方議会運営辞典があって、用語が解説されている。「会議公開」の項目に「議会の本会議の議事を公開して行うことを言う。地方自治法第115条は、「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する」と規定している。地方公共団体の議会は、会議の内容を住民に公開し、批判の機会が確保されなければならない。「議会の会議」とは、本会議を指し、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の会議は含まれない。「公開」とは、傍聴(参観)の自由、議会の運営に関する報道の自由及び会議録の公表を意味する」と解説されている。</p> <p>常任委員会については、最低限のところは法律に規定されているが、そのほかは各町の条例で定めることになっている。傍聴についても、条例に定められて、委員長の許可により傍聴する規定になっている。本会議は許可という手続きはなく、法律で公開するとなっているので許可することではない。会議録については、本会議は原則逐語記録だ。「あー」とか「うー」などは省いてもいいということはあるが、しゃべった言葉をそのまま記録する。委員会の記録は、それぞれの町の条例に定めがあり、通常は概要を記録する要約</p>

		<p>筆記と言われる形の記録になっているので、ここで言う「公開」には当たらないのかなと思う。委員会の会議録は、自治法上の公開とはちょっと違うと理解している。</p>
	田中委員長	<p>「会議」というのは本会議のこと。我々が議論の対象にしようとしているのは、本会議の審議をどう考えるかだ。それが当然公開とも絡んでくる。例えば、委員会で実質審議をすることを、公開をして、リアルタイムで見える状態にして、あとで読める状態にしてやれば、本会議は質疑などがなくてもいいのかという話になる。それは、意思決定する会議、つまり本会議との関係は公開の問題でどうなのか。岩美町の意味がどういう経過で決定されるかということに関わるので、これは議会側の質疑のことだけではなくて、本会議の説明が、委員会で実質審議するときに詳細説明しているから、議員は承知しているものとして本会議では簡単にしているのか。そういう説明の中身にも関わる。もちろん詳細説明とは何かということはある。そういうことが問われることになると思う。</p> <p>これからの審議の在り方、進め方を、理屈の上でいろいろ込み合った議論になることもあると思うが、そういうことも念頭に置いて判断していきたいと思っている。</p> <p>35分まで10分間、もう一度目を通してもらって、考えてみてほしい。お互いの議論でそれぞれの認識を深める作業になるので、いつも言っているが、まとまってから発言するのではなくて、どんどん口に出してほしい。</p>
		*各自で資料を黙読。
	田中委員長	<p>どんなふうに議論を進めるのがいいか、どんなふうにしたら進むのか、正直、私も手探りだ。感想や質問も含めて発言してほしい。</p> <p>私も、議員必携はそれとして読んできてはいるが、議案審議の進め方はどうあるべきなのか、そういう問題意識を持って読んだのは初めてだ。私も結論が出ているわけではなく、こういうふうに思ったということだ。</p>
	寺垣副委員長	<p>私自身が今の議会運営にそれほど問題意識を持っていなかったもので、いざ、ここが問題だと言われると、「あ、そうなの」くらいの気持ちだ。委員長が準備されたこの資料でも、先ほど説明されたことでも、「じゃ、公開すればいい」と言っても、そうでもない。説明すれば公開しなくていいということでもない。</p> <p>そもそも、今のやり方が間違っていると思っていなかったもので、いまいちピンとこない。これから自分が問題点をどういうふうと考えていかなければいけないのか分からない。</p>
	橋本委員	<p>今までのように事前に常任委員会に上げておむことは、よりよいものを出すという意味で、歴代の諸先輩方の知恵で、それ自体は意味があったことだと思う。</p> <p>適法でないということがあるのであれば、そこは見直しを考える必要があると思う。本会議を開催して、説明のあとに休会をして、常任委員会に付託する形になるのかな。</p>
	田中委員長	<p>今考える場合は、付託する案件でないものとしてほしい。あれは</p>

		付託ではないな。 本会議を開いて、上程をして若干説明をして・・・
	柳委員(副議長)	常任委員会の付託案件と、そうでないものと二通りあるけれど、基本的に橋本委員が言われているのは付託案件のことについて言われている。
	田中委員長	付託じゃなくて今までのやり方・・・
	橋本委員	言葉が適切でないかもしれない。おそらく、上程されてから委員会に持って行って審議してくれという形になると思う。 今の前提は、上程されて委員会に持っていくことにはならず、すべて委員会なしで本会議だけで審査していくという前提なのか。
	田中委員長	付託する議案と、本会議だけで審議・決定する議案とがあるということだ。
	橋本委員	どちらにしても、今までは基本的に良からうというものが本会議に上程されてきていたので、1期目議員が入ってからは否決や修正はなかった。それが、事前に委員会の審査を通さないということは、否決や修正があり得ると考えると、それがどういう流れで、どういうふうになるのか、イメージがつかめない。 北栄町がこの前、風力発電が否決されたが、その辺りがどういう動きになるのか、私にはちょっとイメージできない。その辺りを説明いただければ、より分かりやすいと思っている。
	柳委員(副議長)	基本的に常任委員会は下部審査機関だ。あくまでも「可決すべきものとするに」で、委員会の決定で可決ではない。本会議で可決されるのか、否決されるのか、修正可決になるのか、これは本会議で決まる。「会議とは本会議」と言っている意味は、本会議場でない町的意思決定を確定はできないと捉えるべきだ。委員会制度の役割という部分で、地方自治法が会議は本会議となっている理由は、町的意思決定ができる場所は本会議場だという意味で、会議は本会議だという捉えをすべきだと思っている。実質中身の会議は常任委員会だ。委員会制度を紐解いていただいて、なぜ委員会制度ができたのか、皆さんに分かりやすく・・・
	田中委員長	いや、・・・
	柳委員(副議長)	いや、いや、いや、そこまで。委員長。 橋本委員が言われているのはそういうことだ。
	田中委員長	今問題にされているのは、必ずしもそうではないと思う。付託という言葉が使われたけれど、現行でやっているものは、本会議で審議して質疑し表決するものを、事前に委員会で議論し、質疑もやっている。それを事前ではなくて、例えば上程して本会議で説明して、休憩して常任委員会をするのと同じだ。そういうイメージだと思って聞いた。それを、付託という言葉が使われたが、それは付託ではなくて、・・・
	橋本委員	付託というかどうかは分からない。
	柳委員(副議長)	今の件で局長に説明を求めたいのは、いわゆる本会議中心なのか、委員会中心なのか、半々あって、・・・
	田中委員長	いや、いや、違う。橋本委員の言っていることがどういうことな

		のかを整理しないと・・・
	柳委員(副議長)	橋本委員が言われているのは、委員会の制度・・・
	田中委員長	委員会制度・・・
	柳委員(副議長)	委員長ばかりしゃべって、もう言わんわ。
	田中委員長	いや、違う。橋本委員の趣旨が・・・
	柳委員(副議長)	委員長ばかり、そうやって言っとればいい。
	田中委員長	違うだが。付託という言葉が使われたけれど・・・
	澤委員	委員長は中立になってもらわないと。自分の意見ばかり言っていたらまとまらない。
	田中委員長	橋本委員が言った意味を、付託と言われたけど付託案件の話ではないと思った。そこを整理してから答えてもらわないと・・・
	橋本委員が	付託という言葉が適当でなければ、事前に委員会でやっていたことがなくなって、本会議開会以後にどういう流れですか。今まで事前に行って、これは駄目だと思われて委員会でけられていたものが、本会議に上程されてくることになる。それ以後に、委員会でも、直接でもいいけれど、執行部の提案と議会の意見が反するとき、どういう流れで行うのか。 例えば、委員会に入ってきたときの処理の仕方とか、直接本会議で処理するにしても、その辺の流れが想像できない。良いことか悪いことか分からないけれど、基本的には可決してきた。
	田中委員長	副議長が言われた委員会中心主義かどうかということとは、橋本委員が言われたのとちょっと問題が違う。
	柳委員(副議長)	橋本委員が言われたのを詰めれば、今の前段の委員長の説明を皆さんが聞くと、委員会制度を廃止して本会議中心にして、すべて本会議での質疑・討論が一番ふさわしいというふうに皆さんが受け取っていると思う。 そうすると、橋本委員は「委員会制度の本質を全て廃して、本会議ですべてやり取りすればいいのか」ということも含まれていると思われるから、私は言っている。今の言い方はそうだった。
	田中委員長	そうではない。
	杉村議員	そういうふうには聞いていない。
	田中委員長	そうではない。議案審議の順序で本会議のみで審議する場合のことであって、本会議のみで審議しようと言っているのではない。そもそもこの議員必携は、委員会付託のものと、そうではない本会議で決着つけるものとを分けて考えている。ごっちゃにはしていない。委員会付託をすべて否定して、これからはすべて本会議でしたほうがいいのか、私は言っていない。 柳副議長が言っていることが駄目ということではなくて、橋本委員が言っている問題と、柳副議長が言っている問題は違う問題だということを行っている。橋本委員の発言だから、橋本委員が言っていることが何を意味しているかを正確に確認した上でないと、求めている局長の説明もできない。だから整理しようとしている。 別に、あなたは黙ってと言っているのではない。
	橋本委員	副議長が言われたことも私の気持ちの中にあるし、委員長の気持

		<p>ちも分かるが、シンプルに、執行部と意見が対立したときに、どういう形で流れていくのかということをお願いしたい。今までは全部事前にもんでいるから、危ないものは全部はねてきている。事前審査をしないと、そこで上程されたものが必ずしも議会の意思に合うとは限らず、相反することがあるものが上程されることも考えられる。</p>
	杉村委員	<p>橋本委員が言われたことについて、たぶんこういうことだと思う。否決された場合に、提案権があるのは執行部なので、執行部が考えを直して、修正して再提案する。それが可決されるかどうか分からないが、その会期内に再提案するかどうかは執行部の判断になる。どういう流れになるかは、その時でなければ分からない。そんな感じだと思う。</p>
	田中委員長	<p>私の経験で、一つだけある。水道水源保護条例を制定したときは、事前にいろいろと議会とのやり取りがあって、保護条例を作る気はなかったけれど、議会側が作れ作れと一般質問もしたり、全協をやったりして、執行部が作ることになった。出てきた案が、議会が期待していたものと違う不十分なものだった。そのまま表決していたら否決になっていた。表決に至るまでに休憩をして、すったもんだして、出し直せと議会側が要求した。それで、執行部は撤回して、出し直すことになった。そして出し直して可決した。そういうことが1回だけあった。</p>
	橋本委員	<p>今後は、そうなる可能性も多々あるということか。</p>
	田中委員長	<p>議案によっては、そういう場合もあり得る。</p>
	橋本委員	<p>委員会に付託する案件であっても、当然、そういうことがあり得るということか。</p>
	田中委員長	<p>3月の予算議案は委員会に付託している。付託をやめて完全に本会議でやるということを行っているのではない。</p>
	杉村委員	<p>委員会について、私の考えを述べたい。岩美町の場合は2つしか委員会がない。過去の岩美町議会では、12人ではなくて24人くらいおられたときもあって、3つくらい委員会があった。委員会に分かれる理由は、総務教育常任委員会は、総務教育のことについて専門的に論議していこう、産業福祉常任委員会は産業や福祉のことについて知識のある議員中心に論議を深めていこうという意味の委員会構成だと思っている。全体の本会議でいきなり議論することより、専門性を持ったところで、しっかりと論議を深めて、その委員会ではこういう論議をしてきたということを踏まえて、岩美町の意味を決定する本会議に向かえばいいと思う。</p> <p>岩美町以外の県内の多くの町村では、上程されて、議案ごとに委員会にしっかりもんでもらった上で、そのあと本会議で判断していくという流れだと理解している。岩美町議会の場合は、先ほど言ったが修正しない議会である。その理由の一つが、会期の前に行っている委員会や全員協議会などがあるから、本会議に上程する議案はある程度修正されたものになってしまう。</p> <p>前回の事務局長の説明の中に、通年的な課題については、会期外</p>

		<p>に委員会を開いてもいいというような話もあった。それなら、定例会の前の委員会で定例会に関わる議題ではなくて、例えば会期が終わった後くらいに委員会を開いて、通年的な話をすればいい。会期前に開くからどうしても、前回も言ったように町長が「次の定例会で提案することについてよくもんでもらいたい」みたいな話をしてしまう。結局、会期前に開くとそうになってしまうということだ。</p> <p>それは、結果的に実質的な内容が事前審査になってしまう。そういうことを、専門性を持つ委員会に、会期前にさせてしまうことが問題だということを、最初の提案で議長は言っておられると思う。</p>
	柳委員	<p>自治法に抵触しているという、確定したような方向で議論されているように思うけれど、私はこの前も言ったように、局長からも皆さんに紹介してもらったが、委員会の調査権の行使だと思っている。事前審査ではない、あくまでも所管事務調査の一環としてやっているという、知恵を使って今までやってこられたと思う。</p> <p>先ほども杉村委員が言われたが、だいぶ前にも議論があったと思うけれど、本会議を開会してからであれば事前審議に当たらないのなら、通年議会にすればいいではないかということは何年か前に議論したことがある。その当時は事実上、パフォーマンス的に通年議会にすればどうかということがあったけれど、実態を言うと、3、6、9、12の4回の定例会しか行わない。本会議に向けた常任委員会など、通常の議会の活動しか行わなくて変わらないということの中で、通年議会を見送る町村議会が多数だという情報もあった。岩美町議会も一度議論したことがある。</p> <p>可能であれば、実際に中身が変わらず、グレーゾーンである事前審査に当たるか当たらないかということになれば、通年議会を引っ張ってくれば結論は簡単だ。しかし、住民から見たときに、1年間を通して議会を開会しているが、実態としては今までと変わってないという批判を受けると思う。</p> <p>局長に尋ねるが、正確に、今の方式は自治法に抵触しているのか。私は、調査権の行使だと、いまだに思っている。付託案件も含めて、委員会の制度がなぜこういうふうに展開されているか、議員必携にも書いてあるけれど、やはり複雑多岐に行政需要が増えてくるのが実態の中で、専門的に取り扱うほうが能率的効率的に成果を得られるということで委員会制度を採用していると理解している。</p> <p>鳥取市もそうだけれど、事実上、開会を経て次に全協を開いて、専門知識のある常任委員会を開いている。基本的には常任委員会で取り扱った案件については、その委員会所属の議員は本会議では物を言わないという、明文化されているわけではないが、暗黙の了解がある。付託案件とそうでないものもあるけれど、もしも本会議ですべての審議をすとなれば、いっそのこと常任委員会を廃止するという議論にもなる。</p>
	田中委員長	それは極端だ。
	柳委員(副議長)	私が今しゃべっている。やめと言われればやめる。
	田中委員長	やめとは言わないが極端だ。しゃべりだすと、柳委員と私の議論

		になってしまうので、ちょっと待って。
	柳委員(副議長)	全部終わってからにして。
	田中委員長	柳委員が言われた調査権の行使だという意見について、実際にやっていてどう思われているか。
	柳委員(副議長)	途中で、そんな。委員長が質問も含めて、確認も含めて発言をどうぞと言われるから私はしゃべっているのに、途中で混ぜ返されるなら、もうしゃべらない。
	田中委員長	皆さんにしゃべってほしいからだ。調査権の行使だと認識しているということがある。皆さんの認識はどうか。
	柳委員(副議長)	私は、局長に尋ねた。
	田中委員長	局長に答えられるか。調査権の行使のための要件は何か。
	鈴木議会事務局 長	<p>杉村委員も副議長も言われた。議会の意思決定をするところは本会議しかない。その意志決定をするために、議会では行政のいろんな幅広い分野の事務の審査をすることになるので、住民の負託を受けて議会に出ておられる議員が、その幅広い分野の知識を持っておられるかということ、中には持っておられる方もあるだろうけれども、やはり自分の得意分野があると思うので、それを生かして専門的に審査をしていきたほうが、効率的に正しい判断が導かれるという考え方で、専門の委員会を設けてそこで深く審査をしていただく、そしてその結果を踏まえて、本会議で、また議論をして決定していこうということだと思ふ。</p> <p>議会というところは、基本的には上程された案件に対して可か否かを判断する合議体なので、それを履行するための仕組みだと思ふ。会期が限られているので、会期中にその結論が出せない場合もある。その場合は、閉会中も引き続いて審査をして結論を出していこうということで、閉会中の継続審査という制度がある。閉会中も審査できるが、委員会の場合は、本会議から付託をされた案件について、閉会中に継続して審査をすることができるというのが、一つの枠組みだ。</p> <p>もう一つ、議会もということか、議員や委員会が議案を提案することができる。政策を打ち出す議会ということだと思ふ。そのためには、日ごろからあるテーマについて調査をして、知識を深めていかないといけないということで、各委員会が議会から付託されたものではなくて、委員会が自発的に調査をすることができる。それも、閉会中にしようと思えば、閉会中にこういう調査をしたいということを議長に申し出て、議長がそれを議会に諮って閉会中に調査ができることになっている。</p> <p>前回私が申し上げたが、閉会中に、委員会が付託をされていない案件について活動するということは、調査しないと申し上げた。調査というのは、委員会が自発的にテーマを設けて活動することだと思っている。委員会の運営は委員長が議題を決めて、委員会を開くことになる。</p> <p>詳しくは分からないが、他の自治体で、例えば町長側から議会に対して調査依頼というものを出すところがある。岩美町は開会依頼</p>

		<p>を執行部から受けて、委員長がそれを受けて委員会を開いている。前回も言ったが、その中に審査事項があることが私は気になっている。調査事項であれば、委員長がその調査をするんだという考えで開会できるのではないかと思っている。</p> <p>前回の資料にもあったが、智頭や若桜の議会のように、定例的に委員会を開くという議会がある。あくまでも調査活動をしているかと思っている。その調査活動の中で町の事務を調査していく中で、委員会としての考えがまとまっていくようなこともあるだろうと思う。それが執行部に伝わって、執行部から議案として上がってくることもあるのではないかと思う。</p> <p>それでは、その経過のどの時点で、委員会の意見を聞いて上程しようとしている議案を作成したり修正したりということに抵触することになるのか、議長会に尋ねたりもしたが、はっきりとした回答はない。岩美町は議案そのものを事前の委員会で議論しているわけではないからと言って、なんとなく濁されているところもある。議案そのものでないのは確かだ。それが事前審査に当たるのかどうかは、法律家でもないので私には分からない。</p> <p>基本的には、今日も委員長から話があった、住民に政策形成過程が見えて、住民の批判を受けたり、あるいは住民に理解してもらったりする過程をちゃんと見せることが目的ではないか。自治法のそういう規定も、会議公開の原則もそれが目的だと思う。</p> <p>先ほど言ったように、自治法で規定されているのは、あくまでも本会議のことであって、委員会や特別委員会のことではないけれども、最近では、議会基本条例などを作っている自治体もあるが、委員会や特別委員会、議会運営委員会なども本会議と同じ基準で公開をするように、条例に定めている議会もあると思う。</p> <p>そういう議会の審議の仕方を、岩美町議会でどういうふうに作っていくかということだと思っている。</p>
	田中委員長	副議長、今の説明で、どうか。
	柳委員(副議長)	結構だ。分かった。
	杉村委員	<p>定例会の前の委員会で、局長が気になっている審査の部分があるが、副議長が言われる、今の委員会の内容は、調査の範囲内だという見解については、そういう見解を押し通せば押し通すほど、町民の理解はいただけないのではないかと私は思う。</p> <p>もし、調査の範囲内というのであるならば、定例会前の委員会で審査なり報告を求めることは、定例会で提案される例えば補正予算とか議案などを外したものでなければ、町民から見て事前の審査ではないという十分な説明にならない。</p>
	田中委員長	<p>先ほどの副議長の発言や今の局長の説明について、皆さんはどうか。局長の説明で、議長会に投げかけたけど回答がないということは、結局は、それぞれで判断してくれということだと思う。町民に妥当な説明ができるように、判断と運用をしてくれということだと思う。説明の中に調査とは何かということもあったと思う。杉村委員の発言にあったように、町民に納得してもらえるものであること</p>

		<p>が大事だと思う。</p> <p>私が提起しているので、もちろん私はしゃべるけれど、相互討論だから、私とのやり取りではない。皆さんにしゃべってもらいたい。お互いの発言に対してお互いに質問したり、意見を言ったりするようにしてほしい。そうでないと、結局、議論が深まらない。</p>
	森田委員	<p>そもそも、事前審査に当たるということが、問題になったということなのか。今までのやり方がまずいということが、議会の中とか住民や執行部から出たのであれば分かるけれど、なぜ今こういう議論をしているのか疑問だ。</p> <p>局長の説明にあったように、議長会からは何も反応がなかったということは、言い換えれば、岩美町のやり方で住民の皆さんに過程がしっかり説明できる議員になっていけば、事前に調査をすることもおかしくないと思うし、岩美町の賢明なやり方で今までやってこられた経緯も、期歴の長い議員もご存知のことだ。説明できる内容だと思う。</p> <p>事前審査の言葉だけが引っかかって議論になっているなら、どうすればいいか検討すれば答えにたどりつくと思う。すべてを会期に入ってからの流れに変えていくのか、今までのやり方をしっかりと認識してやっていくかを議論したほうがいいのではないかなと思う。</p>
	川口委員	<p>今までやってきたことが適法ではない、ではそれを事前審査に当たらないようにやるにはどうすればいいのか。定例会の前の委員会を変えていくのか、局長が言っていた「審査事項」をどうすれば事前審査にならないのか。副議長が言うように調査事項にすればいいのか。今まで岩美町議会がやってきた、定例会前に各常任委員会を開いて、それを経て全員協議会を開いてきたことを、どういうふうに変えていけば事前審査に当たらない形になるのか。</p>
	宮本委員長	<p>会期前にやるから事前審査になるのだろう。事前審査に当たるのであれば、会期中にやればいい。</p>
	田中委員長	<p>「事前審査だ。だから、こう改めよう」と断定して議論しているわけではない。事前審査だけを問題にしているわけではない。</p>
	宮本委員長	<p>公開の原則は、インターネットだろうとなんだらうと、どんどんやればいい。「審査事項」を「調査事項」にして収まるのならそうすればいい。会期を早めて、会期中に委員会を開けばいい。テクニックの問題だ。だからその議会に任せると言われるのだろう。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>議会の役割として、基本的には、上程された議案に対して可か否かを判断することだ。上程された議案を委員会に付託して審査するか、本会議で皆さんが質疑をして結論を出されるか、いろいろやり方はある。駄目なら否決をする。否決でなくて修正可決ということもあるが、それは議員や委員会が修正案を提案して、それを議会に諮ることになる。執行部側から自主的に取り下げることもあるかもしれないが、基本的には考えられない。一度結論が出て、否決となったものについて、同じ議会では一事不再議の原則によって、同じ議案に対して再度議会が審査することはない。改めて町長が臨時会などを召集告示して再度諮ることになる。</p>

	宮本委員長	流れを言っているのではなくて、前回示された通知文書の事前審査ということをどうするのか、言葉が引っかかっている。それをどうするのか。他の町村もやっている。
	鈴木議会事務局長	それは、議会だけで運営しているわけではない、執行部も関わってくるのだ。
	宮本委員	今の委員会のやり方がものすごくいいと思っている。熟慮する機会が双方にある。これをなくすることは、私の中にはない。だけどその違法性をどうするのか。他の町村もやっているだろう。
	鈴木議会事務局長	閉会中の調査は、委員会が主体で自主的に運営するものだと思っている。執行部から開いてくれと言われることもあるかもしれないが、基本的には委員会がこのテーマについて調査すると・・・
	宮本委員	表向きはそうだ。
	鈴木議会事務局長	表向きというか、中身もそういう進め方をさせていただくことが必要だ。
	宮本委員	きれいごとではない。表向きはそう言うけれど、「いつ開きましょう」と執行部から言ってくる。
	鈴木議会事務局長	だからそこは、執行部とも運営の仕方について、協議が必要などころだと思う。
	田中委員長	しばらく休憩する。
休憩		*休憩 午前11時25分～午前11時35分
	田中委員長	再開する。
	田中委員長	今日で議論が終わるわけではない。次回の議論をするための整理をしたい。今日の議論や私が提起したことについて、まだ発言していない方の意見を伺って、ひとまず今日は終わりたい。私の提案もそうだし、いろんな角度から発言されているので、共通理解になるように論点整理をする必要があると思う。まだ発言されていない人は、順番に発言してほしい。今日、既に発言されている方も改めて発言される方は発言していただいて、皆さんの今日の発言を整理して、論点としてまとめて議論の材料に提供したい。
	橋本委員	委員会はあくまでも提案されたものの可否を判断するための、協議の場ということだな。その場で自分がその後の表決でどうするかというために説明を求めたりする場で、こうしたほうがいいではないかと提案する場ではないということか。
	鈴木議会事務局長	審査の時に議員が提案のような意見をどこまで言えるか、私も勉強しなければ分からない。提案されたものに対しては、質疑をしてその内容を十分に熟知する、熟知できるまで質疑をして、自分できちんと理解できて、要否を判断できるまで熟知して、それで議案に対して反対であれば、どういうところが駄目なのかを討論で反対理由を述べて、最終的に賛否を問うことになる。こうすればいいというのは、自分で修正案を出せばいい。執行部に対してこうすればいいと言って、執行部に修正させるのではなくて、議員は自分で修正案を出す権利がある。審査の場面で、議員がどこまで自分の意見が言えるのか、きちんとした線引きはなかなかないかもしれない。こうすればいいという案があるのであれば、修正案で皆さんに諮れば

		いいと思う。
	升井委員	今までのやり方でいいと思っているが、多角的に考えた場合は、いろいろ問題があるかもしれない。まだまだ、自分で整理できていないので、よく分からない。
	森田委員	今後考えていかなければいけないことは、各常任委員会が、定例会があるとかないとかではなくて、定例会前でなくても、調査を行う委員会を定期的を開いて、いろいろ調査して勉強していくことがこれからは必要ではないかと感じた。
	吉田委員	読んでみて、自分たちで予算も考えられるんだなと思うと、事前審査と言われるのであれば、本会議の中に含まればいいと思う。
	寺垣副委員長	住民にどう思われているか、どう見られているか、委員長の資料に書かれているように、どう見せていかなければいけないかは、議会でもあり、執行部の政策でもあると思う。執行部にしても議会にしても、どうしたら町民がよりよい生活を送っていただけるのかは、考えている最後の到達点はお互いが同じだと思う。 それをどのようにしてより良くしていこうかという議論は、事前審査であれ、何であれ行うことになる。それが町民に見えないから駄目だ、町民に伝わらないから駄目だということではなくて、お互いがどうしたら岩美町が良くなるかを考えていくことが大事であって、そのための議論をしていると思っている。
	杉村議員	既に述べた。特にない。
	宮本委員長	もっと理解を深めてから発言したい。
	川口委員	特にない。
	澤委員	特にない。
	田中委員長	「ありません」はないだろう。何か言ってほしい。
	澤委員	適法ではないと書かれているが、自治法の第何条に違反しているのか分からない。ほかのものは、第何条に規定されていると書かれているのに、この問題については書かれていない。県の議長会に問い合わせても返答がないというのは、議会の中で検討して結論を出せばいいということだと思う。 今、委員会に提出される議題は、委員会では議決できないから、最後の議決のための材料としての説明を受けていると理解している。自分で分からない部分を委員会の中で質問をしたりして、議決に生かすための場だと思う。事前審査という捉え方がここに書かれているが、事前審査に当たらないのではないかと知っている。
	柳委員(副議長)	結構だ。
	田中委員長	今日の皆さんのお話を精査して、次回のための論点整理を、局長を含めて正副委員長の3人で行って、次の会に臨みたい。
4. その他	田中委員長	次の会は、追って連絡させてもらう。
	田中委員長	議員活動実態調査の文書、調査表が届いたと思う。過ぎたことをチェックするので、実際は大変だ。我々ができる努力の範囲の中で調査をまとめるということなので、ぜひご協力をお願いします。
	澤委員	11月5日に例の監査の勉強会が予定されているが、その時には9月議会にあったA3判の健全化などの資料を全部、まとめて持つ

		てきてほしい。
	田中委員長	11月5日の勉強会には、9月議会の決算関係の資料は全部、持参してほしい。
5. 閉会	田中委員長	以上で、本日の特別委員会を閉会する。
		閉会 午前11時50分

上記のとおり会議の次第を記録し  
これを証するため、ここに署名する

岩美町議会  
議会活動の在り方検討特別委員長